

# 特定非営利活動法人うえだミックススポーツクラブ

## 定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人うえだミックススポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県上田市本郷 752-2 に設置する。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、～スポーツで人と地域社会がしあわせになること～を目的とし、「スポーツ振興」、「生涯スポーツ社会実現」、「健やかな心身の育成」のため、様々な人や組織と連携し、共に考え行動しながら社会の問題解決を目指していく。また、スポーツを通じて、人間性、社会性、経済性の面で調和のとれた健全で豊かな生活を営み、更には地域活性化の一助となる活動になることを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 各種スポーツ交流大会・イベントの開催
- (2) 「スポーツ振興」、「生涯スポーツ社会実現」の為のスポーツ・健康教室の開催
- (3) 地域活性化の一助になるスポーツ（文化）活動
- (4) スポーツ振興・健康づくり・指導者育成の為の講習会、研修会の活動や支援活動
- (5) スポーツ（文化）クラブ・サークルの連絡調整
- (6) クラブに関する広報活動、組織強化活動
- (7) その他、この法人の目的達成の為に必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨及び目的を理解し賛同する個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨及び目的を理解し賛助する個人及び団体。

(3) 企業支援会員 この法人の趣旨及び目的を理解し支援する企業。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める規定による入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、または、会員である団体、企業が消滅したとき。
- (3) 1年間会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 再三の警告にも応じず、運営妨害行為を繰り返したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納付した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
  - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親族以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に定める職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
  - 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間となる。
  - 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する事が出来る。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (顧問及び職員等)

- 第20条 この法人に、顧問及びクラブマネージャー、会計事務職員等の事務局職員を置くことが出来る。

## 第5章 総会

### (種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織および運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した正会員の過半数の求めがある場合、あらかじめ通知していない事項についても議決できるものとする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録(メール等)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法（メール等）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面または電磁的方法（メール等）による表決者若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録（メール等）により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面または電磁的方法（メール等）により招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法（メール等）により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第35条 理事会の議長は、理事長または、理事長の指名した理事がこれに当たる。

（理事会の議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録（メール等）をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（理事会の議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法（メール等）の表決者にあつては、その旨を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

## 第7章 事務局

（設置及び職員の任免）

第39条 この法人に事務局を置く。

2 事務局に日常業務を遂行するスタッフを置く。

3 スタッフのうち、事務局を統括するものとして1名をクラブマネージャー、クラブマネージャーを補佐するものとして若干名をアシスタントマネージャーとする。

4 クラブマネージャー及びアシスタントマネージャーは理事長が任免し、その他のスタッフはクラブマネージャーが任免する。

（組織及び運営）

第40条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第8章 資産

### (資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第9章 会計

### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第53条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は解散時の総会で定める特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第12章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	荒川	玲子
副理事長	工藤	哲也
理事	野口	京子
理事	鈴木	永
理事	池田	総一郎
理事	半田	大介
理事	伴	美佐子
理事	渡邊	真也
監事	塩沢	和佳
監事	滝澤	恒明

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年度の通常総会までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 2,000 円
- (2) 正会員年会費 1,500 円 (中学生以下 1,000 円)
- (3) 賛助会員入会金 3,000 円
- (4) 賛助会員会費 3,000 円 (一口)
- (5) 企業支援会員 入会金 30,000 円
- (6) 企業支援会員会費 30,000 円 (一口)

## 附則

- 1 この定款は平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

## 収 支 計 算 書

科 目	金 額	円
<b>I 事業活動収支の部</b>		
<b>【事業活動収入】</b>		
会 費 収 入	7,957,522	
外 部 指 導 収 入	2,813,360	
衣 類 販 売 収 入	202,500	
補 助 金 収 入	3,253,200	
雑 収 入	123,668	
受 取 利 息	299	
事業活動収入計		14,350,549
<b>【事業活動支出】</b>		
仕 入 高	117,890	
給 科 手 当	5,073,376	
法 定 福 利 費	41,870	
福 利 厚 生 費	7,600	
広 告 宣 伝 費	674,952	
支 払 手 数 料	6,390,061	
リ ー ス 料	335,054	
交 際 費	87,938	
旅 費 ・ 交 通 費	215,396	
通 信 費	272,169	
事 務 用 品 費	65,896	
消 耗 品 費	998,308	
地 代 ・ 家 賃	480,000	
水 道 光 熱 費	138,372	
保 険 料	123,740	
雑 費	123,756	
事業活動支出計		15,146,378
事業活動収支差額		△ 795,829
<b>II 投資活動収支の部</b>		
当期収支差額		△ 795,829
前期繰越収支差額		2,051,118
次期繰越収支差額		1,255,289

## 平成27年度 うえだミックススポーツクラブ 収支予算書(案)

収入合計	18,342,000
支出合計	18,342,000
差引	0

### 収入の部

区分	金額	詳細
会費収入	10,549,000	年会費・入会金(継続会員年会費625,000円+新規入会金200,000円)
		各種講座参加費・チケット購入費 700,000円
		チアJr@6,000円×624人(延べ)シニア@3,000円×156人(延べ)
		ミニ@4,000円×84人(延べ)
		バレエ教室@4,000×840人(延べ) キッズ英会話@4,000円×96名(延べ) キッズ運動教室@15,000円×40人 イベント収入 180,000円
外部指導収入	3,400,000	上田市委託事業・立科町・東御市・長和町・各種派遣講師代
補助金収入	3,693,000	自立支援事業(TOTO)1,721,000
		クラブマネージャー設置支援事業 (TOTO)1,582,000円
		わがまち魅力アップ応援事業 390,000円
寄付金	300,000	賛助企業・会員寄付
雑収入・利息	400,000	グッズ販売・預金利息
	18,342,000	

### 支出の部

区分	金額	詳細
仕入高	200,000	
給与手当	6,004,000	クラブマネージャー・アシスタントマネージャー賃金・事務職員賃金
福利厚生費	331,500	健康保険・厚生年金保険・労働保険
広告宣伝費	700,000	チラシ作成費・HPコンテンツ使用料・パンフレット作成料
支払手数料	6,866,500	講師謝金等
リース料	400,000	コピー機等リース料
交際費	100,000	祝儀等
旅費・交通費	450,000	連絡協議会主張旅費・講師旅費・大会バス代補助費
通信費	300,000	ハガキ・切手・各種郵送代
事務用品費	80,000	文具等
消耗品費	1,200,000	スポーツ用品(マット等)・ユニフォーム補助費
地代・家賃	480,000	事務所家賃 40,000円×12ヶ月
水道光熱費	180,000	電気・ガス・水道代
保険料	140,000	建物火災保険・その他イベント保険・単発講座保険
雑費	140,000	見舞金・その他予備費
管理費	770,000	施設使用料等
	18,342,000	